

所管部課		子ども未来部 保育課		部長		志村 明子	
件 名		東大和市立狭山保育園等給食実施要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 令和6年3月31日をもって、東大和市立やまとあけぼの学園が廃園となることから、東大和市立狭山保育園及びやまとあけぼの学園において実施する給食のうち、実費を徴収して支給する給食について必要な事項を定めた東大和市立狭山保育園等給食実施要綱の一部を改正するものである。 (1) 改正内容 ①題名中「等」を削る。 ②第1条中「及び東大和市立やまとあけぼの学園（以下「学園」という。）」を削る。 ③第2条第1号中「並びに給食調理業務受託業者の従業員」を削り、同条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。 ④第3条第2項中「保育園にあっては」及び「、学園にあっては昼食について」を削る。 ⑤第5条第1項第2号中「同条第5号」を「同条第3号」に改め、同項第4号から第6号までを削る。 ⑥第6条第1項中「及び第4号」を削る。 (2) 施行日 令和6年4月1日 (3) 影響及び効果 やまとあけぼの学園の廃園に伴い変更となる給食費の取扱いについて、適切に対応することができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。